

令和8年第1回玉東町議会臨時会会議録

令和8年1月28日玉東町議会第1回臨時会を議場に招集された。

1. 令和8年1月28日午前10時00分招集

2. 令和8年1月28日午前10時00分開会

3. 令和8年1月28日午後0時01分閉会

4. 会議の区別 臨時会

5. 会議の場所 玉東町議会議場

6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田 移津行	総務課長	古閑 康広
産業振興課長	清田 豊	建設課長	清田 善雅
町民生活課長	上田 直紹	企画財政課長	西浦 仁敏
保健こども課長	清田 浩義	教育委員会 事務局長	松永 敏
福祉課長	岩川 康幸		

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬 伸一	議会事務局書記	小山 めぐみ
--------	-------	---------	--------

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 令和7年度玉東町一般会計補正予算(第6号) 専決第8号

日程第4 議案第2号 令和7年度玉東町一般会計補正予算(第7号) 専決第1号

日程第5 議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第4号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第7 議案第5号 玉東町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 玉東町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第7号 玉東町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第8号 令和7年度玉東町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第11 議案第9号 令和7年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第10号 令和7年度玉東町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第11号 令和7年度玉東町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第12号 工事請負契約の締結について
- 日程第15 同意第1号 玉東町教育長の選任同意について
- 日程第16 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・文教・税務常任委員会）

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

6番 坂本和也 7番 林和廣

開会 午前10時00分

○議長（松尾純久君） おはようございます。

ただ今から令和8年第1回玉東町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松尾純久君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、6番、坂本和也君、7番、林和廣君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（松尾純久君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1月28日の1日にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1月28日の1日に決定しました。

町長のあいさつ及び提案理由の説明を求めます。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） おはようございます。

令和8年第1回玉東町議会臨時会提案理由並びにごあいさつを申し上げます。

本日ここに令和8年度第1回玉東町議会臨時会を招集しましたところ、御多忙中にもかかわらず、皆様方の御出席を賜り開会できますことに深く感謝を申し上げます。

それでは、本議会に提案します議案の概要を説明いたします。

議案第1号は、「令和7年度玉東町一般会計補正予算（第6号）」でございます。

国においては、「強い経済」を実現する総合経済対策が令和7年11月21日閣議決定され、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するため、重点支援地方交付金が盛り込まれた補正予算が令和7年12月16日付けで成立しました。

これを受け、迅速に支援を届けるため物価高対応子育て応援手当給付金と町内共通買物券事業に係る経費を、令和7年12月22日付けで専決処分いたしましたので、本臨時会において報告し、議会の承認を求めます。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ6,969万4,000円を追加し、補正後の予算総額は63億9,022万8,000円となります。

議案第2号は、「令和7年度玉東町一般会計補正予算（第7号）」でございます。

令和8年1月27日公示、2月8日に投開票が行われる衆議院議員総選挙等を円滑かつ適正に実施するための経費を、令和8年1月19日付けで専決処分いたしましたので、本臨時会において報告し、議会の承認を求めます。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ541万3,000円を追加し、補正後の予算総額は63億9,564万1,000円となります。

議案第3号は、「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

令和7年人事院勧告に係る勧告内容に基づき、本町職員の給与等を改正するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第4号は、「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と玉東町職員等の旅費に関する条例の全部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第5号は、「玉東町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に準じて、議会議員の期末手当の支給割合について改正を行うものでございます。

議案第6号は、「玉東町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例に準じて、第1号会計年度任用職員の期末手

当の支給割合等について改正を行うものでございます。

議案第7号は、「玉東町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

令和7年人事院勧告に係る勧告内容に基づき、第2号会計年度任用職員の給与等を改正するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第8号は、「令和7年度玉東町一般会計補正予算（第8号）」でございます。

補正予算の主な内容は、令和7年人事院勧告に基づく給与等の人件費、ふるさと納税事業、重点支援地方交付金の推奨事業メニューとして、LPガス使用世帯への給付に係る事業費等でございます。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ1億2,882万7,000円を追加し、補正後の予算総額は65億2,446万8,000円となります。併せて、繰越明許費及び債務負担行為を上程しております。

議案第9号は、「令和7年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」でございます。

令和7年人事院勧告に基づく給与等の補正で25万4,000円の追加をお願いするものであり、補正後の予算総額は7億6,759万8,000円となります。

議案第10号は、「令和7年度玉東町介護保険特別会計補正予算（第2号）」でございます。

令和7年人事院勧告に基づく給与等の補正で53万9,000円の追加をお願いするものであり、補正後の予算総額は8億6,166万7,000円となります。

議案第11号は、「令和7年度玉東町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」でございます。

令和7年人事院勧告に基づく給与等32万8,000円の追加をお願いするものであり、第1款、水道事業費用の総額は1億3,435万円となります。

議案第12号は、「工事請負契約の締結について」でございます。

玉東町菅稲佐団地水害復旧工事につきまして、契約金額が6,105万円となりますので、予定価格5,000万円以上の工事の請負契約を締結するには、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要であるため提案するものでございます。

同意第1号は、「玉東町教育長の選任同意について」でございます。

玉東町教育長の選任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、簡単ながら、議案の要旨について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、主管課長より説明いたしますので、十分に審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げ、あいさつ及び提案理由の説明といたします。

○議長（松尾純久君） 町長のあいさつ及び提案理由の説明が終わりましたので、これで議事に入りますが、議事に入ります前に、教育長、下地哲雄君から、病院の入院治療のため欠席届が出ておりましたので、議長において許可していることを報告しておきます。

日程第3 議案第1号 令和7年度玉東町一般会計補正予算（第6号）専決第8号

○議長（松尾純久君） 日程第3、議案第1号「令和7年度玉東町一般会計補正予算（第6号）専

決第8号」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） おはようございます。それでは、議案第1号について御報告申し上げます。議案書のほうをご覧ください。

議案第1号、専決処分について。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めます。令和8年1月28日提出、玉東町長。

1、処分件名、令和7年度玉東町一般会計補正予算（第6号）。

2、処分年月日、令和7年12月22日。

提案理由、国の補正予算成立に伴い、物価高対応に係る費用を専決処分したものである。

次のペーパーをご覧ください。

専決第8号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度玉東町一般会計補正予算（第6号）について、別紙のとおり専決処分する。令和7年12月22日専決、玉東町長です。

それでは、予算書のほうをご覧ください。1枚おめくりください。

専決第8号、令和7年度玉東町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,969万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億9,022万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年12月22日専決、玉東町長。

今回専決処分を行いました補正予算第6号につきましては、国の総合経済対策を受け、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者を支援する町内共通買い物券事業第9弾に関する経費、そして、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援する物価高対応子育て応援手当に関する経費を予算補正しております。

1 ページ目です。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、補正を行った款項の区分のみ説明します。

2 ページ目です。14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、6,969万4,000円を追加。

歳入合計、補正前の額に6,969万4,000円を追加し、63億9,022万8,000円といたします。

続いて、予算書のほうは8ページ目をご覧ください。

2、歳入、14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は5,093万8,000円を追加します。説明欄です。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。5目、民生費国庫補助金は1,875万6,000円を追加します。物価高対応子育て応援手当事業補助金です。

続いて、9ページ目、歳出です。

3款、民生費、2項、児童福祉費、1項、児童福祉総務費は、1,875万6,000円を追加します。こちらは物価高対応子育て応援手当事業となります。概要としましては、高校3年生までの子どもを対象に、1人当たり2万円を支給、子育て世帯を支援し、子どもたちの健やかな成長を応援するものです。

予算費目の説明ですけれども、まず常勤職員の時間外手当として4万6,000円、消耗品費をはじめとする事務費がそれぞれ計上してあります。電算事務委託料はシステム改修費52万8,000円、物価高対応子育て応援手当給付金として、2万円×900名の1,800万円で見積もりをしているところです。こちらについては全額国庫補助金を充当します。現在3月18日の支給開始に向け鋭意準備中でございます。

続いて、7款、商工費、1項、商工費、1目、商工業振興費は、5,093万8,000円を追加します。

玉東町内共通買い物券事業でありまして、町民1人当たり1万円の買物券を配布するもので、本年度2回目の実施、通算で9回目の実施となります。予算費目ですけれども、常勤職員の時間外勤務手当として17万4,000円、印刷製本費として76万4,000円、買物券換金負担金は5,000円をそれぞれ見積もっているところです。財源につきましては、全額国庫補助金を充当します。使用期限は2月1日から3月31日まで、現在2月1日の一斉配布に向け鋭意準備中でございます。

以上、御報告申し上げます。

(換金負担金は5,000円じゃなくて5,000万。)

すみません、買い物券換金負担金は5,000万です。

以上、御報告申し上げます。御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(松尾純久君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、功刀圭一君。

○2番(功刀圭一君) おはようございます。今のこの物価高対応に係る費用のところで、8ページを9ページのほうをちょっとお開き願いたいと思います。

ここの物価高子育て応援当事業補助金のところで、今、説明があつて高校生から下2万円ずつの給付というところで説明のほうを受けております。それで、これがまず何月に配布予定なのかというところを聞きたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

1点だけです。すみません。

○議長(松尾純久君) 一応参考的に3月18日をめどと言われております。

2番、功刀圭一君。

○2番(功刀圭一君) 言われましたか、すみません、言われたなら大丈夫です。

それとあと1点だけですね、それは3月18日ということで、これは児童手当とはまた別での支給日、月日というところでよろしいですか。

○議長(松尾純久君) 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長(清田浩義君) 2番、功刀議員の御質問にお答えします。

こちらは児童手当とは別で支給を行います。1回限りになります。以上です。

○議長(松尾純久君) 2番、功刀圭一君。

○2番(功刀圭一君) ありがとうございます。

それと今、さっき内容説明の中で、高校生以下18歳、一応ざっと見積もって900名と言われましたけど、今そんな900名ぐらいしか子どもたちというか、18歳以下はいないというところで間違い

ないですかね。生徒、子どもの対象者。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） 2番、功刀議員の御質問にお答えします。

対象者としましては、予算としましては一応900名あげております。対象者としまして、今後の出生等も考えまして、860から870そのくらいじゃないかというふうに見積もっております。以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。何回もですね、分かっていることを聞くようでもありますけど、私の活動の中にもこういうふうにはですね、やっぱり2万円のほうを1人当たりいただけるということはですね、非常にうれしい限りでございますので、やっぱりね、みんなからしっかり間違いのない情報を受けて、そして私もまた町民の皆様に発信していくところですね、しっかりと間違いがないようにお聞きしたところでございます。

本当ありがとうございます。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。9ページの先ほどの買物券換金負担金ですね、5,000万、これが人口よりも少ないと思うんですが、ここの説明をお願いします。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 今回5,000万の換金負担金ですけど、1回目ですね、6月に配布しました買物券第8弾の残金がありましたので、その分を活用していますので今回5,000万としているところであります。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） すみません、その残金の中の券を取りに来られていない分の金額と、取りには来られたものの使われなかった分の金額というのは分かりますか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） これはパーセントということ。

（金額のほううれしいですけど、パーセントでも大丈夫です。）

すみません、ちょっと手持ちに資料を持ってきてなかったもので、換金率は98%でしたので、ちょっと金額のほう、換金に来られてなかった、使われない部分もありますし、配っていない、取りに実際来ていない方もおられます。

（それが2%に入っているということでしょう。）

そうです、はい。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） すみません、ありがとうございます。

その取りに来られてない方、使われてない方への何かしらのアプローチというのはされていますか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 分かる限りは連絡とかして、換金に来てくださいというふうな周知はしているところであります。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ごめんなさい、使用期限をもうちょっと延ばしたりとかというのはできないのでしょうか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 今回の分でということですかね。

（そうです。今回の分でも。）

（交互にやってくれる、立ち話じゃないんだから。）

すみません、一応今回は2月から3月までということは、3月までで一応区切って、精算まで5月以内に、今年度以内に終わらせるために3月で切っているところであります。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。すみませんね、確か前回も98%ぐらいという回答をされとって、40万ぐらいは換金されてなくて確か質疑のときに、どなたかの質問のときにおっしゃられていたんですよね。町民の方からちょっと声をいただいたのが、期間がちょっと短いという声もいただいたんですよ。なので、せめてもう1か月ぐらい延ばせば、例えば広報とかでも期限近いからという案内とかもできるのかなという意味を込めてお伺いしました。

次回、お買物券を出される際には、その使用されていない方への案内とか、そのへんもちょっと考えていただきたいなと思っております。以上です。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 同じ9ページの買物券なんですが、今、前田議員も98%で2%の人が取りに来られないで、私は町民の方からですね、この買物券で子ども食堂とかなさっとところですね、寄付行為はできんとだろかというようなことをですね、ちょっと聞いてくれということを言われたんですよ。そういうことはできるかお聞きします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 坂本議員の質問に答えます。

個人が受け取ったものだから寄付行為は可能です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 町民の方はですね、やはり子ども食堂あたりですね、非常に財源的に厳しいだろうから、こういうやつを使っていたきたいというような方も多分おられるというようなことを言われました。よかったらですね、そういうこともパンフレットなりに書いてもらって、そういうところにも寄付できますというようなことを町民の方にもしてもらえれば、そういう子ども食堂をされとる方も非常に喜ばれるんじゃないだろうかという話だったのであえて今日言いました。ちょっとそのへんで、課長あたりはどういうふうな考え方を持ってもらえるか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問に答えます。

券をもらったやつをそういう施設、団体に寄付することはできます。しかしそれを広報する必要はないと思います。注意事項は書いておりますから、はい、以上です。

○議長（松尾純久君） これは知る限りだけど、国の補助事業だから、扱いというのは非常に厳重じゃないんでしょうかね、違いますか。どうなんですか、国の補助事業でしょう。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） じゃあ寄付はできるということですね。しかしですね、やはりこの買物券からですね、そういう、じゃあ子ども食堂あたりに運営されとつとこにですね、寄付をできますよというようなことをですね、町民の方に知らしめんとなかなかですね、そういう行動に移せんとですよ。だから、そういうようなこともですね、今回は難しいかもしれんけどですね、頭の中に置いて、やはり、非常に生活なんかですね、子ども食堂あたりも、もう今は大人食堂というともですね、開設される場所もありますので、そういったところもですね、是非、買物はですね、新開さんもなくなったし、あんまりできんけども、そしてマルエイさんと何か所しかなかて。当初の目的だったら、町内の商工業の活性化も含めてですね、これは目的としていたわけなんですけど、町内の事業者もだんだんとなくなりですね、買物に行かんけども、これだけは子どもたちのために使いたいと、そういう人もいらっしゃいますので、是非ですね、頭の隅にでも置いて、そういう声があるということですね、今後具体的に反映してもらいたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第2号 令和7年度玉東町一般会計補正予算（第7号） 専決第1号

○議長（松尾純久君） 日程第4、議案第2号「令和7年度玉東町一般会計補正予算（第7号）専決第1号」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 議案第2号について御報告申し上げます。

議案第2号、専決処分について。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。令和8年1月28日提出、玉東町長。

1、処分件名、令和7年度玉東町一般会計補正予算（第7号）。

2、処分年月日、令和8年1月19日。

提案理由、衆議院議員総選挙に係る費用を専決処分したものである。

1枚おめくりください。

専決第1号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度玉東町一般会計補正予算（第7号）について、別紙のとおり専決処分する。令和8年1月19日専決、玉東町長です。

予算書を1枚おめくりください。

専決第1号、令和7年度玉東町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ541万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億9,564万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和8年1月19日専決、玉東町長です。

今回専決処分を行いました第7号につきましては、1月27日公示、2月8日投開票される衆議院議員総選挙等に関する執行経費を予算補正しているところです。

1 ページ目です。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。補正を行った部分だけ読み上げます。

2 ページ目をご覧ください。15款、県支出金、3項、委託金、541万3,000円を追加します。

3 ページ目です。歳入合計、補正前の額に541万3,000円を追加し、63億9,564万1,000円といたします。

4 ページ目をご覧ください。歳出です。

2款、総務費、4項、選挙費、541万3,000円を追加します。

5 ページ目です。歳出合計、補正前の額に541万3,000円を追加し、63億9,564万1,000円といたします。

続いて、予算書のほうは8ページ目をご覧ください。

2、歳入、15款、県支出金、3項、委託金、1目、総務費委託金は541万3,000円を追加します。衆議院議員総選挙費となります。

9 ページ目です。3、歳出、2款、総務費、4項、選挙費、4目、衆議院議員総選挙費です。541万3,000円を追加します。説明欄です。まず委員等報酬が72万円、常勤職員の時間外勤務手当が300万円、費用弁償3万2,000円です。それから消耗品費15万、燃料費が4万、食料費7万5,000円、印刷製本費が3万7,000円です。通信運搬費は入場券等の郵送料となります。41万8,000円、手数料が13万円、ポスター掲示場設置等業務は、31か所設置分で49万5,000円、開票システムサポー

ト業務が13万2,000円、入場券作成業務が2万6,000円、開票システムのシステム改修費が13万8,000円、用具運搬車借り上げ料が2万円となります。財源につきましては、全額県の補助金を充当することとしております。

以上、御報告申し上げます。御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第5、議案第3号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） おはようございます。それでは提案させていただきます。

議案第3号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和8年1月28日提出、玉東町長。

提案理由です。令和7年人事院勧告に係る勧告内容に基づき、本町職員の給与等を改正するため所要の改正を行う必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

改正文になります。今回の改正内容につきましては、民間給与との格差、1万5,014円を解消するため、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る改定が行われ、給料月額を平均で3.3%引き上げ、ボーナスを民間の支給状況に見合うよう、0.05月分引き上げるものとなっております。また、通勤手当、宿日直手当の見直しについても行われております。

詳細につきましては、新旧対照表で説明をいたします。新旧対照表をお開きください。

4枚ほどめくっていただくと横書きのものになります。新旧対照表でございます。左側が現行、

右側が改正後案となっております。下線部分が改正箇所となっております。

まず11条では、次のページにかけて通勤手当について金額の改正を行っているところでございます。

次のページをお開きください。2ページです。2/13ページとなっております。

一番下の行になりますが、17条につきましては、宿日直手当についての改正でございます。300円ほど日直手当が上がっており、4,700円となっております。

次のページ、3/13ページです。

中段中ごろ、第19条でございますが、ここでは期末手当、次のページの20条は、次のページですね、4/13の上のほうです。20条につきましては、勤勉手当について所要の改定を行っております。

それから次のページ、4/13ページです。このページの下から3行目の別表第1は、11ページまで給与月額表の改正を行っているところでございます。

11ページ、11/13ページをお開きください。

下の段の枠になります。ここから改正文の2条関係でございますが、13ページまで令和8年度からの期末勤勉手当の規定について所要の改正を行っているものでございます。

戻りまして最初から4枚目をお願いいたします。

4枚目で、下から4行目に附則と書いてあります。大丈夫でしょうか。附則のところでございます。第1で、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するをいたします。

裏面をお開きください。第2で、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用するものといたします。下の第3では、給与の引き上げが4月1日から適用となるため、規定より安く支払ったことになるため、これまでの給与を内払金とする規定でございます。

以上、説明を終わります。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第6、議案第4号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 議案第4号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和8年1月28日提出、玉東町長。

提案理由です。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と、玉東町職員等の旅費に関する条例の全部改正に伴い、条例の改正を行う必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

改正文でございます。特別職は人事院勧告の対象外でございますが、本条例で期末手当は一般職の例に準じて改定され、支給割合については、国の特別職に併せ所要の改正を行っております。また、第2条では、旅費について所要の改正を行っているところでございます。これにつきましては、月数が3.45月から3.5月となっております。

下のほうでございますが、附則の部分でございます。施行期日、第1で、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

第2で、第1条の規定による改正後の町長等の給与及び旅費に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用するものといたします。第3では、期末手当の内払金について規定をしているところでございます。

次のページからは新旧対照表となっております。下線部分が改正箇所となっております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4は、原案のとおり可決され

ました。

日程第7 議案第5号 玉東町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第7、議案第5号「玉東町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 議案第5号、玉東町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

玉東町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和8年1月28日提出、玉東町長。

提案理由です。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に準じて、議会議員の期末手当の支給割合について改正を行う必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

改正文になっております。すみません、ここで2か所の訂正をお願いいたします。下のほうの附則の部分でございますが、本来ならこの附則の下にですね、（施行期日）という文言が入るところですが、書き忘れておりました。附則の下に（施行期日）が抜けております。よろしいでしょうか。それからですね、第3の部分ですね、第3のところ、（給与の内払い）と書いてありますが、これは給与ではなくて期末手当でございます。訂正をお願いします。（給与の内払い）となっておりますが、給与ではなく期末手当と訂正をお願いいたします。よろしいですか、すみません。

それでは、改正文の説明に入らせていただきます。内容につきましては、先ほどの議案第4号と同じで、特別職の期末手当の支給割合の改定によりまして、国の特別職に併せ改正を行っているものでございます。

先ほどの附則のところでございます。第1で、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

第2、第1条の規定による改正後の玉東町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用するといたします。

第3では、期末手当の内払いについて規定をしているところでございます。

次のページは新旧対照表で、下線部分が改正箇所となっております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） 本議案に反対の立場から討論いたします。

なお、今回は判断のあり方や町民からの受け止め方という観点から討論を行います。まず、本臨時会においては、町長等の給与及び旅費に関する議案が提案され、その後、議員に関する期末手当の見直し提案が提案されております。町長に関する支給については、執行部からの提案に対し、議会がその是非を判断する立場にあり、職責や任期、制度上の整理などを踏まえ、一定の理解が可能なものと考えます。

一方で、議員に関する支給については、自らの処遇を自らが判断するという性質を持っています。そのため、私は、議員にかかわる支給の見直しについては、より慎重であるべきだと考えています。先の全員協議会においても、議員報酬については現状維持でかまわないという声が多数示されておりました。今回提案されているのは、議員報酬そのものではなく、費用弁償及び期末手当の見直しではありますが、町民の皆さんから見れば、議員に支払われるお金が増えるという点で、一体的に受け止められる性質のものだと考えております。制度上の区分や他自治体との比較があることは理解します。しかし、こうした議会内の認識や過去に増額を見送った経過も踏まえたとき、今回の議員に関する増額が議会として一貫した姿勢といえるのかどうか、私は疑問を感じております。また、限られた財源の中で、議会自らにかかわる支出についてはより慎重であるべきだと考えます。

以上の理由から、私は本議案に反対いたします。

○議長（松尾純久君） 討論となりましたので、賛成者の討論はありませんか。

2 番、功刀圭一君。

○2 番（功刀圭一君） 私はですね、賛成の立場で討論を考えてはいませんけれども、どうせ可決することはないだろうと思っておりますけれども、まずですね、せっかくこうやってですね、議員の報酬、旅費の上げてきていただいているですね、ここは是非ともですね、本来ならばここを上げて、国のほうも上がっているんです。そしてですね、これからの担い手にバトンを渡していくときにはですね、私たちが体制をしっかりとつくっていかないといけないと私は思っているところでございます。

次の選挙になったときにはですね、女性の方を是非とも入れていきたい、そういうふうを考えています。そのためにもですね、女性の方が入られてしっかりと働いていける環境をですね、つくっていく、そういうのが必要だと私は思っております。給与等も上がれば質も高まり、活動の輪も広がると私は思っておりますので、賛成の立場で討論いたしました。

皆様も否決とは思いますが、是非ともよろしく願いいたします。

○議長（松尾純久君） ほかに討論ありませんか。

4 番、狩野勝次君。

○4 番（狩野勝次君） 私は賛成の意見を申します。この議案 6 号は、人事院勧告による国から

の通達であり、これは議員報酬とはまた別問題になるので、私は賛成いたします。

(ちょっと待ってください、6号じゃなくて5号でしょう。)

5号です。すみません。

○議長（松尾純久君） ほかに討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松尾純久君） 討論がないようですので、これで、討論となりましたのでこれから議案第5号を採決します。賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（松尾純久君） 起立多数です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時02分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第6号 玉東町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第8、議案第6号「玉東町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） それでは提案させていただきます。

議案第6号、玉東町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

玉東町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和8年1月28日提出、玉東町長。

提案理由です。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に準じて、第1号会計年度任用職員の期末手当の支給割合等について改正を行う必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

改正文になります。内容につきましては、一般職に準じて期末手当の支給割合について所要の改正を行っております。

中段の附則をお願いいたします。第1、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

第2、第1条の規定による改正後の玉東町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用

弁償に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

第3では、報酬等の内払いを規定をしております。

次のページは新旧対照表で、下線部分が改正の箇所となっております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 私はですね、玉東町第1号会計年度任用職員、それと議案の7号では第2号となっておりますが、ちょっとその中身の説明とですね、よかったですね、何名ずついらっしゃるかそこをちょっとお聞きしたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 6番、坂本議員の御質問にお答えいたします。

まず、議案第6号の第1号会計年度任用職員でございますが、この職員につきましては、パートタイムの職員でございます。それから次に挙げております議案第7号に書いております第2号の会計年度任用職員につきましては、フルタイムの会計年度任用職員でございます。それから人数につきましては、一般会計の補正予算書議案第8号の一般会計補正の部分でございますね、ページ数が最後の方なんですけれども、23ページをお開きください。

23ページです。議案第8号の補正予算書ですね、その23ページ、最後のページのほうになります。この中で、上のほうの括弧は常勤職員、これが一般の我々の職員でございます。それから中段から下、ここにですね、会計年度任用職員という枠がございます。その中で、職員数63ということで書いてございます。ほとんどパートタイム、第1号の職員が主です。全部です。現在フルタイムの会計年度任用職員はゼロでございます。

以上でございます。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） パートタイムの人たちというふうに言われましたが、大体パートタイムの人たちは、9時ぐらいから何時ぐらいまでとか、ちょっと時間帯を教えてください。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 6番、坂本議員の御質問にお答えいたします。

大体9時からとか8時半とかでございますが、7時間以内の勤務になっております。6時間の勤務の方もいらっしゃいます。そこで場所場所で時間も変わってくるところでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 職員数もですね、やっぱり70弱ということで、パートさんもですね、それと同等数ぐらいの方がおられるということですが、やはり同じような仕事をされておりますのでですね、やはり待遇面についてはですね、同一労働同一賃金というのが基本ですので、できる

だけです、単価を上げていってもらいたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 玉東町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第9、議案第7号「玉東町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） それでは提案させていただきます。

議案第7号、玉東町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

玉東町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和8年1月28日提出、玉東町長。

提案理由です。令和7年人事院勧告に係る勧告内容に基づき、第2号会計年度任用職員の給与等を改正するため、所要の改正を行う必要があるためでございます。

1枚おめくりください。ここの部分につきましては改正文になります。3枚ほど改正文がございます。

3枚おめくりください。新旧対照表を開けてもらってよろしいでしょうか。横書きになっております。詳細につきましてはこの新旧対照表で説明をいたします。

新旧対照表です。左側が現行、右側が改正後案となっております。これが改正文の1条関係でございます。下線の部分が改正箇所になります。このページから8ページまで、人事院勧告の内容に基づき労務職給料の月額の改正を行っております。

8/9ページをお願いいたします。

下の枠の部分でございます。ここでは第2条関係の改正を行っております。

次の9/9ページをご覧ください。

ここではですね、玉東町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定を12月議会で承認をいただいておりますが、これに伴い、下から4行目（14）保育士の職務を新たに追加しているところでございます。

4枚目改正文の最後のページにお戻りください。4枚目の最後のページです。裏側になります。4枚目の裏ページです。

附則になります。中段部分、附則です。第1、この条例は、公布の日から施行する。

第2、第1条の規定による改正後の玉東町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

第3につきましては、給与等の内払いを規定しているところでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 令和7年度玉東町一般会計補正予算（第8号）

○議長（松尾純久君） 日程第10、議案第8号「令和7年度玉東町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 議案第8号についてですね、まず御提案する前にですね、予算書の中に数箇所誤りがありますので、申し訳ございませんけれども修正のほどお願いしたいと思います。

予算書の終わりのほうに、給与明細書、まず21ページ目をご覧ください。21ページ目の給与明細書です。3段表示ありますけれども、ちょうど中段の左から2番目の職員数の列の中段のところ

の計がですね、「541」となっておりますけれども、これは誤りでありまして、「576」に訂正をお願いしたいと思います。

続いてですね、22ページ目です。22ページ目の下の表ですね、下の表の欄で、まず、ちょうど中ほどに通勤手当の列があると思います。通勤手当の列の上から2段目ですかね、現在「5548」となっておりますけれども、こちらをですね、「5543」に修正してください。それに伴って比較の欄です。比較の欄ですけども、「79」となっているところを「74」に訂正してください。

それからもう1か所ですね、それに伴って一番右の合計欄です。まず合計欄のところですね、現在「201027」となっている部分を「201022」に修正してください。それから比較の欄です。現在「5944」となっておりますけれども、こちらを「5939」に修正してください。

申し訳ございませんでした。

それでは、議案第8号について御提案申し上げます。予算書のほうは1枚おめくりください。

議案第8号、令和7年度玉東町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,882万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億2,446万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条（繰越明許費の補正）繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条（債務負担行為の補正）債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。令和8年1月28日提出、玉東町長です。

1ページ目です。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。補正を行った款項の区分について読み上げます。

3款、利子割交付金、1項、利子割交付金、44万3,000円を追加。

6款、法人事業税交付金、1項、法人事業税交付金、132万2,000円を追加。

8款、環境性能割交付金、1項、環境性能割交付金、10万2,000円を追加。

10款、地方交付是氏、1項、地方交付税、1億3,997万8,000円を追加。

2ページ目です。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、240万円を追加。

15款、県支出金、2項、県補助金、240万円を追加。

17款、寄付金、1項、寄付金、1億円を追加。

18款、繰入金、2項、基金繰入金、1億1,781万8,000円を減。

3ページ目です。

歳入合計は、補正前の額に1億2,882万7,000円を追加し、65億2,446万8,000円といたします。

続いて、4ページ目です。

歳出、1款、議会費、1項、議会費、48万9,000円を追加。

2款、総務費、1項、総務管理費、1億1,058万円を追加、2項、徴税費、94万8,000円を追加、3項、戸籍住民基本台帳費、75万9,000円を追加、4項、選挙費、20万3,000円を追加。

3 款、民生費、1 項、社会福祉費、171万9,000円を追加、2 項、児童福祉費、145万9,000円を追加、3 項、災害救助費、1 万7,000円を追加。

4 款、衛生費、1 項、保健衛生費、486万1,000円を追加、2 項、清掃費、50万6,000円を追加。

6 款、農林水産業費、1 項、農業費、149万1,000円を追加。

8 款、土木費、1 項、土木管理費、190万8,000円を追加、5 項、住宅費、16万9,000円を追加。

10 款、教育費、1 項、教育総務費、308万1,000円を追加、5 項、社会教育費、43万7,000円を追加、6 項、保健体育費、20万円を追加。

歳出合計、補正前の額に 1 億2,882万7,000円を追加し、65億2,446万8,000円といたします。

続いて、6 ページ目です。第 2 表、繰越明許費補正となります。事業名と金額のみ読み上げていきます。

L P ガス使用世帯支援事業480万円、物価高対応子育て応援手当20万2,000円、共同調理場運営事業207万5,000円、中学校管理事業120万6,000円、学校施設整備事業721万1,000円、公民館事業150万円、体育施設事業113万8,000円です。こちらは本年度中に支出が完了しない見込みの事業について、翌年度に繰り越して執行するために設定しております。

続いて、7 ページ目です。第 3 表、債務負担行為補正、追加分です。

健康管理システムバージョン 7 使用権許諾料、期間が令和 7 年度から12年度まで、限度額が495万円です。こちらは令和 7 年度以降、将来的に支払う必要のある経費について、債務負担行為として設定しております。

予算書のほうは10ページ目をご覧ください。

2、歳入です。3 款、利子割交付金、1 項、利子割交付金、1 目、利子割交付金は44万3,000円を追加、収入実績に伴うものです。

6 款、法人事業税交付金、1 項、法人事業税交付金、1 目、法人事業税交付金は132万2,000円を追加、収入実績に伴うものです。

8 款、環境性能割交付金です。こちらは10万2,000円を追加します。こちらも収入実績に伴うものです。

10 款、地方交付税、1 項、地方交付税、1 目、地方交付税は 1 億3,997万8,000円を追加します。説明欄です。普通交付税は12月の追加交付分として9,484万6,000円、特別交付税は収入実績に併せて4,513万2,000円を追加しております。

14 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、1 目、総務費国庫補助金は240万円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。

15 款、県支出金、2 項、県補助金、1 目、総務費県補助金は240万円を追加、物価高騰対応生活者支援交付金となります。

11 ページ目です。17 款、寄附金、1 項、寄附金、3 目、ふるさと納税寄附金は 1 億円を追加、収入見込みの増加に伴い今回 1 億円を追加しております。参考までに、令和 7 年12月末現在で、約 9 億8,000万円の寄付をいただいているところです。

18 款、繰入金、2 項、基金繰入金、1 目、財政調整基金繰入金は 1 億1,781万8,000円を減額し

ます。本予算の歳入超過につきましては、当該基金繰入金を減額することで調整しております。

続いて、12ページ目をご覧ください。歳出に移っていきます。

1款、議会費、1項、議会費、1目、議会費は48万9,000円を追加しております。説明欄です。議会経常経費につきましては、筆耕翻訳料として歳入不足が見込まれるために4万4,000円追加しております。議員報酬等給与は14万2,000円、職員給与費の給与は30万3,000円を計上しております。今回特別職、非常勤職員及び会計年度任用職員の人件費の補正につきましては、令和7年人事院勧告に基づくものとなります。

ここでページ21ページ目の給与明細書をご覧ください。21ページ目の給与明細書がありますけれども、まずこちらをご覧ください。まずこちらの表が特別職の表となります。こちらの表の右から2番目の合計欄の一番下です。特別職の補正額としましては、合計で46万4,000円を合計で補正しているところです。

続いて、22ページ目をご覧ください。こちらが常勤職員と会計年度任用職員の給与明細書になります。22ページの一番上の(1)総括の表です。右から2番目、合計欄の比較の部分です。常勤職員と会年職員につきましては、合計で2,027万8,000円を増額補正しているところです。以降予算書説明につきましては、人件費については、説明のほうは省略させていただきたいと思います。

それでは、再度12ページ目戻ってください。予算書12ページ目です。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、総務管理費は194万8,000円を追加です。一般管理費の中の一番下です。普通旅費、こちらについては、不足分について13万円を追加補正しているところです。2目、会計管理費は41万円を追加、6目、企画費は1億692万9,000円を追加しております。

13ページ目の説明欄です。木葉駅前観光拠点施設事業はふらっとぎょくとうとなります。こちらは防犯カメラレコーダーの修理分として30万円を計上、ふるさと納税事業につきましては、歳入の方を1億円追加しておりますので、それに基づいて委託料を5,000万円、それから基金積立金を5,000万円それぞれ見積もっております。LPガス使用世帯支援事業につきましては、こちらは国の補正予算を受けて実施する県の事業となりまして、今回通算で第5弾となります。今回は1世帯当たり3,000円の給付がなされる予定です。財源につきましては県補助金が2分の1、町負担分については、全額国の臨時交付金を充当することとしております。7目、電算管理費は129万3,000円を追加、職員用端末購入費5台分となります。

続いて、2項、徴税費、1目、税務総務費は94万8,000円を追加。

続いて14ページ目です。続いて3項の戸籍住民基本台帳費です。1目、戸籍住民基本台帳費は75万9,000円を追加、4項、選挙費、1目、選挙管理委員会費は20万3,000円を追加、5項、統計調査費、2目、指定等経費は補正額はありません。説明欄です。指導員報酬と時間外勤務手当が不足しますので、消耗品を減額してそれぞれ指導員報酬、時間外勤務手当のほうに予算の組み替えを行っているところです。

続いて、3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は150万4,000円を追加しております。説明欄です。社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出金が25万4,000円、介護保険特

別会計繰出金が53万9,000円です。それぞれ令和7年人事院勧告に伴う人件費分となります。

続いて、15ページ目です。3目、年金事務費は21万5,000円を追加、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は95万1,000円を追加、2目、児童手当費は4万2,000円を追加しております。説明欄です。令和6年度児童手当等交付金の返還金となります。4目、子ども・子育て支援事業費は46万4,000円を追加。続いて、3項の災害救助費、1目、災害救助費は1万7,000円を追加しております。

16ページ目です。4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費は172万4,000円を追加、2目、予防費は14万1,000円を追加、4目、母子衛生費は41万5,000円を追加、説明欄です。少子化対策総合支援事業です。生殖医療、先進医療治療費助成として、利用者の増に伴って27万円を追加しているところです。

8目、交流センター運営費は258万1,000円を追加しております。説明欄の一番下です。修繕料です。こちらは、今回は濾過循環ポンプの修繕料として54万3,000円を計上しております。

続いて、17ページ目です。2項、清掃費、1目、塵芥処理費は50万6,000円を追加。

6款、農林水産業費、1項、農業費、1目、農業委員会費は49万5,000円を追加、4目、農業総務費は77万2,000円を追加、5目、農業振興費、9万9,000円を追加、7目、農地費、12万5,000円を追加しております。地域農業再生協議会補助金とありますけども、正味は会計年度任用職員の人件費となります。

続いて、予算書18ページ目です。8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費は190万8,000円を追加、5項、住宅費、1目、住宅管理費は16万9,000円を追加。

10款、教育費、1項、教育総務費、2目、学校教育費は308万1,000円を追加。

19ページ目です。5項の社会教育費、1目、社会教育総務費は43万7,000円を追加、6項の保健体育費、1目、保健体育総務費は20万円を追加しております。

以上、御提案申し上げます。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 令和7年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（松尾純久君） 日程第11、議案第9号「令和7年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） 議案説明の前に訂正のほうをお願いいたします。すみません何回も。

9ページです。給与明細書の9ページ、下の枠の通勤手当の列です。2段目の「215」という数字がありますが、「161」に訂正をお願いします。通勤手当の列の2行目、「215」を「161」、比較補正額、一番最後の行で「54」とありますがこれを「0」に、その右の列の住居手当「336」を「84」に、比較の最後の行が「252」を「0」に、最後の合計欄です。2行目の「6980」を「6674」、最後の比較の補正額が「493」を「187」、申し訳ございません、訂正のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、議案第9号について御提案申し上げます。

1枚目おめくりください。

議案第9号、令和7年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,759万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和8年1月28日提出、玉東町長。

1ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。補正のある項目のみ読み上げます。

歳入です。7款、繰入金、1項、他会計繰入金、25万4,000円を追加いたします。

最後の行です。歳入合計、補正前の額に25万4,000円を追加し、7億6,759万8,000円といたします。

2ページをお願いします。

歳出です。1款、総務費、1項、総務管理費、25万4,000円を追加いたします。

5款、保健事業費、1項、特定健康診査等事業費、19万1,000円を追加いたします。

3ページです。9款、予備費、1項、予備費、19万1,000円を減額いたします。

最後の行です。歳出合計、補正前の額に25万4,000円を追加し、7億6,759万8,000円といたします。

6ページをお願いいたします。

2、歳入、7款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金、25万4,000円を追加いたします。職員給与費等繰入金でございます。

7ページをお願いします。3、歳出、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、25

万4,000円の追加で、内訳としましては、人事院勧告に伴う報酬、職員手当とそれに伴う共済費の増額でございます。それぞれ11万5,000円、13万円、9,000円でございます。

下の枠です。5款、保健事業費、1項、特定健康診査等事業費、1目、特定健康診査等事業費、19万1,000円の追加でございます。同じく人事院勧告に伴う会計年度任用職員の人件費の補正でございます。

最後の枠です。9款、予備費、1項、予備費、1目、予備費、19万1,000円の減額でございます。歳入歳出の予算の調整額を減額調整いたしております。

次のページは給与明細書でございます。一般職員と会計年度任用職員の給与の補正でございます。説明は省略いたします。

以上で終わります。よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 令和7年度玉東町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（松尾純久君） 日程第12、議案第10号「令和7年度玉東町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長、岩川康幸君。

○福祉課長（岩川康幸君） 議案第10号を御提案いたします。

予算書のほうは1枚おめぐりください。議案第10号、令和7年度玉東町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,166万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和8年1月28日提出、玉東町長。

第1表、歳入歳出予算補正、こちらは補正のある項目のみ御説明をいたします。

歳入、7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、53万9,000円を追加します。

歳入合計、補正前の額に53万9,000円を追加し、8億6,166万7,000円とします。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款、総務費、1項、総務管理費、18万5,000円を追加します。

1款、総務費、第3項、介護認定審査会費、20万2,000円を追加します。

5款、地域支援事業費、2項、包括的支援事業・任意事業費、78万5,000円を追加します。

9款、予備費、1項、予備費、63万3,000円を減額します。

歳出合計、補正前の額に53万9,000円を追加し、8億6,166万7,000円とします。

6ページをお願いいたします。

2、歳入、7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、3目、地域支援事業繰入金、包括的支援事業・任意事業、15万2,000円の追加で、現年度分の歳出増加に伴うものです。4目、その他一般会計繰入金、38万7,000円の追加で、内訳としまして、1節、職員給与等繰入金18万5,000円、2節、事務費繰入金20万2,000円になります。

次のページをお願いいたします。

3、歳出、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、18万5,000円の追加は、人事院勧告に伴う職員人件費となります。3項、介護認定審査会費、2目、認定調査費、20万2,000円の追加は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の人件費となります。

5款、地域支援事業費、2項、包括的支援事業・任意事業費、2目、総合相談事業費、6万8,000円の追加、4目、包括的継続的ケアマネジメント支援事業費、6万9,000円の追加、10目、生活支援体制整備事業費、9万6,000円の追加。

次のページをお願いいたします。11目、認知症施策推進事業、55万2,000円の追加は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の人件費と会計年度任用職員の報酬の追加となります。

9款、予備費、1項、予備費、1目、予備費、63万3,000円の減額につきましては、歳入歳出の合計を予備費で調整しています。

次のページ以降は人事院勧告に伴う給与明細書になります。説明は省略しますので御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号 令和7年度玉東町簡易水道事業会計補正予算(第3号)

○議長(松尾純久君) 日程第13、議案第11号「令和7年度玉東町簡易水道事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、清田善雅君。

○建設課長(清田善雅君) よろしくお願ひします。

それでは、議案第11号について御提案させていただきます。

1枚おめくりください。こちらは予算書の目次となっております。

続きまして、もう1枚おめくりください。

それでは、議案第11号、令和7年度玉東町簡易水道事業会計補正予算(第3号)。

(総則)第1条、令和7年度玉東町簡易水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款、水道事業費用、第1項、営業費用、既決予定額1億2,852万6,000円、補正予定額32万8,000円、計1億2,885万4,000円。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)第3条、予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。1、職員給与費、既決予定額730万円、補正予定額32万8,000円、計762万8,000円。令和8年1月28日提出、玉東町長。

補正の明細につきましては、一番最後のページの10ページ目になります。10ページをお願いします。

令和7年度玉東町簡易水道事業会計補正予算(第3号)実施計画明細書、収益的収入及び支出の支出になります。2款、水道事業費用、1項、営業費用、4目、総係費、既決予定額2,567万7,000円、補正予定額32万8,000円、計2,600万5,000円、内訳については右側に記入しておりますが、こちらにつきましては、水道の担当する1名分の費用となりまして、令和7年度人事院勧告に伴う増額分と時間外勤務手当の増額を計上しております。

以上、御提案いたします。よろしくお願ひします。

○議長(松尾純久君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号 工事請負契約の締結について

○議長（松尾純久君） 日程第14、議案第12号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） よろしくお願ひします。

それでは、議案第12号について御提案させていただきます。

工事請負契約の締結について。工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。令和8年1月28日提出、玉東町長。

工事の名称、玉東町営稲佐団地水害復旧工事。

工事の場所、玉名郡玉東町大字稲佐地内。

契約金額、6,105万円。

相手方、熊本県玉名市中1189番地、株式会社熊野組代表取締役、熊野有郎。

契約の方法、指名競争入札。

提案理由、予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める必要があるためになります。

工事内容につきましては、令和7年8月豪雨により、稲佐団地1階8戸分が床上浸水したため、床や壁、台所などの復旧工事を行うものとなります。添付しておりますのは仮の工事請負契約書となります。

以上、御提案いたします。御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第15 同意第1号 玉東町教育長の選任同意について

○議長(松尾純久君) 日程第15、同意第1号「玉東町教育長の選任同意について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、前田移津行君。

○町長(前田移津行君) 同意第1号、玉東町教育長の選任同意について申し上げます。

玉東町教育長に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号第4条第1項)の規定により、議会の同意を求める。令和8年1月28日提出、玉東町長。

熊本県玉名郡玉東町大字二俣19番地1、狩野輝幸。昭和27年11月7日。

提案理由、玉東町教育長、下地哲雄氏が令和8年3月31日をもって辞職することに伴い、狩野輝幸氏を新たに教育長として選任するため、議会の同意を求めるものである。よろしく申し上げます。

○議長(松尾純久君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、前田大樹君。

○1番(前田大樹君) では質問します。今回ですね、下地教育長が任期途中での辞職ということで、ちょうど年度替わりに交代予定とのことで、学校への影響などは特にないのでしょうかというのと、また、町長がこの方、狩野輝幸氏を選任された理由、特にどのような点を評価されたのかをお伺いします。

○議長(松尾純久君) 町長、前田移津行君。

○町長(前田移津行君) 1番、前田議員の質問にお答えします。

3月いっぱいというのは下地教育長の申し出によるものであります。1月1日に辞表を提出されました。体調の問題と一身上の都合ということで。

狩野輝幸氏を選んだのはですね、長年教育委員として在籍されて活躍されておりました。玉東中学校にも校長をですね、この方は11年間校長を務めておられる経験上、学校教育にとっては問題ないだろうということで選任をしたわけでありまして。

○議長(松尾純久君) 1番、前田大樹君。

○1番(前田大樹君) ありがとうございます。

一応その任期満了がもともと7月末で、今回の狩野輝幸氏は、今度の7月31日までということによろしいですか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 1番、前田議員の御質問にお答えいたします。

御質問ありました任期の件でございますけども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、補欠の教育長の任期は前任者の残任期間とされていることから、狩野氏の任期につきましては、令和8年7月31日までとなります。以上です。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

では町長の意向としては、その7月31日からもまだ続けていただきたいという思いでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 1番、前田議員の質問にお答えします。

残任期間の3か月間ではありますけど、問題なければ再任という形を取りたいと思っております。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

やはり私たち、私たちのように子どもを持つ親にとっては、子どもたちの教育、そのトップの教育長にはものすごく期待しております。以前ですね、私が一般質問で訴えたコミュニティスクールなどの導入も是非前向きに検討していただきたいと思っております。以上です。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 下地教育長もですね、体調不良により1回辞められて再登板だったというふうに記憶しておりますが、12月議会も欠席され、1月の4日だったですかね、二十歳を祝う会には出席されていましたが、非常に見てですね、町民の方も不安視されておりました。3月いっぱい職務をどうだろうかということをお自身もちょっと思いましたので、ほかんする意味ですね、やはり職務代行者のような方を置かれるのか、そしてまた、狩野輝幸さんは教育委員をなさっておりますので、教育委員のまた後任もですね、またこの場でされるのかと思いましたが、それはなかったということで、そこを含めてちょっとお伺いします。以上です。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えします。

3月31日というのは、本人のたつての希望でもありました。体調不良ということで、皆さんも知っておられると思っておりますけど、大丈夫かなという話も私がしました。しかし、人事、教育の人事、先生たちの人事、これについてはやっぱり長年教育行政の中で立て直しにかかって、3月31日までは自分がどうしてもやりたいということですね、頑張るとのことですけど、この前もですね、玉名教育事務所の先生たちの異動の会議についてはですね、病院から一時退院して行かれております。2月の4日が第2回目の教育会議がある予定、そして3月20日には内示をやるということでもありますので、それまではですね、本人がどうしてもやりたいということでもあります。

しかし、体調を考えた場合に、卒業式があります。こういう場にはもし出れなかった場合は、代理をたてて行くということであります。あとの町の会議については、教育委員会事務局長の松永が立ってて行ってくれると思いますので、様子を見ながら対応していきたいと。狩野君をここで提案したのはその理由があります。

それから、狩野君を教育委員から教育長になりますから、次の教育委員、これの選任はですね、3月議会において提案したいと思います。

以上、答弁します。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 教育長もですね、それだけの意思をもってされとるということですが、やはり無理をされると非常に病気が悪化しますので、その点は十分注意されてよろしくお願ひしときます。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 坂本和也君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

日程第16 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・文教・税務常任委員会）

○議長（松尾純久君） 日程第16、閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員会委員長、総務、経済、建設常任委員会委員長、厚生文教税務常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査について申出があります。

お諮りします。それぞれ閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、本件については、閉会中の継続調査することに決定しました。

以上で本日の日程及び会期日程のすべてを終了しました。

これで会議を閉じます。

これをもって令和8年第1回玉東町議会臨時会を閉会します。

起立、御苦労さまでした。

閉会 午後0時01分